

議案第63号

教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年12月27日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

地方公務員法の一部改正により、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出する。

## 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、同法第22条の4第1項」に、「職員に」を「ものに」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）（以下「新法」という。）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であって、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この規則による改正後の教職調整額に関する規則の規定を適用する。

## 教職調整額に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○教職調整額に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第23号 (短時間勤務職員の教職調整額の端数計算)</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であつて、同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものについて、条例第3条第1項に規定する教職調整額の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額の額とする。</p> <p><u>附則(令和 年 月 日世教委規則第 号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。)は、同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)(以下「新法」という。)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であつて、新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、この規則による改正後の教職調整額に関する規則の規定を適用する。</u></p>	<p>○教職調整額に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第23号 (短時間勤務職員の教職調整額の端数計算)</p> <p>第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員について、条例第3条第1項に規定する教職調整額の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額の額とする。</p>